

桑名市上下水道事業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同法同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地
第一環境株式会社 中部支店
中部支店長 井桁 雄一
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収及び収納に関する事務に係る歳入
水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料等に係る公金の徴収及び収納の事務
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和8年2月27日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 5 公金事務の委託期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで